

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	特別児童扶養手当の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

さいたま市は、特別児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

特別児童扶養手当の支給に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

さいたま市長

公表日

令和元年6月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>特別児童扶養手当の支給に関する事務は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき行われ、事務内容は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 2. 特別児童扶養手当証書の交付 3. 未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 4. 手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 5. 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 6. 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第三条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> (1)障害福祉システム (2)中間サーバ (3)番号連携サーバ (4)連携基盤システム(庁内連携システム) (5)住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)障害者福祉情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表第一の46の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第37条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 別表第二の9、12、15、16、19、26、30、56の2、57、87、116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、10条の2、11条の2、12条、13条の2、19条、30条、31条、44条、59条の2</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 別表第二の66の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第37条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	さいたま市 保健福祉局 福祉部 障害支援課
②所属長の役職名	障害支援課長
6. 他の評価実施機関	
-	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	各区役所 暮らし応援室 住所: 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 他
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	さいたま市 保健福祉局 福祉部 障害支援課 住所: 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 電話番号: 048-829-1305

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月28日	I 関連情報、5.評価実施機関における担当部署、①部署	障害福祉課	障害支援課	事後	組織改正による変更のため、重要な変更には該当しない
平成28年4月28日	I 関連情報、5.評価実施機関における担当部署、②所属長	障害福祉課長	障害支援課長	事後	組織改正による変更のため、重要な変更には該当しない
平成28年4月28日	I 関連情報、8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ、連絡先	障害福祉課	障害支援課	事後	組織改正による変更のため、重要な変更には該当しない
平成28年4月28日	I 関連情報、1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務、③システムの名称	(6)統合宛名システム	削除	事後	取り扱う範囲の縮小のため、重要な変更には該当しない
平成29年4月25日	I 関連情報、5.評価実施機関における担当部署、②所属長	障害支援課長 吉野 博之	障害支援課長 石留 力	事後	人事異動による変更のため、重要な変更には該当しない
平成30年6月18日	I 関連情報、4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携、②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 別表第二の16、19、26、30、56の2、57、87、116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条、19条、30条、31条、44条	(別表第二における情報提供の根拠) 別表第二の9、12、15、16、19、26、30、56の2、57、87、116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、10条の2、11条の2、12条、13条の2、19条、30条、31条、44条、59条の2	事後	法令の改正による変更のため重要な変更には該当しない。
平成30年6月18日	I 関連情報、5.評価実施機関における担当部署、②所属長の役職名	障害支援課長 石留 力	障害支援課長	事後	様式改正による変更のため重要な変更には該当しない
平成31年2月1日	IV リスク対策	-	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載事項の変更の為、重要な変更には該当しない。
令和1年6月21日	II しきい値判断項目、3重大事故	発生なし	発生あり	事後	評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生による変更